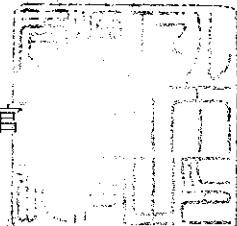


経済産業省

平成16・12・10資序第9号

簡易ガス事業供給約款料金審査要領を次のように制定する。

平成17年2月3日



経済産業省資源エネルギー庁長官

簡易ガス事業供給約款料金審査要領

目次

- 第1章 総則
- 第2章 審査の方法等
- 附則

第1章 総則

1. 基本方針

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第37条の7第1項において準用する同法第17条第2項に規定する基準による同条第1項の供給約款料金の認可に当たっては、この要領に従って審査するものとする。
- (2) 供給約款料金原価は、法第37条の7第1項において準用する同法第17条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」となるよう、簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第44号。以下「算定規則」という。）に基づき適正に供給約款料金原価を算定しているか否かにつき、次の第2章第1.の規定により、供給地点群ごとに審査するものとする。
- (3) 供給約款料金は、法第37条の7第1項において準用する同法第17条第2項第2号の「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」、かつ、同項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。」となるよう、算定規則に定める方法に基づき適正に料金表を設定しているか否かにつき、次の第2章第2.の規定により審査するものとする。
- (4) 簡易ガス事業者（算定規則第18条の規定に基づき供給約款料金を算定

しようとする一般ガス事業者を含む。以下「事業者」という。)が供給地点群について選択約款を定めている場合には、当該認可申請に係る供給約款料金の引き上げの認可申請が、法第37条の7第1項において準用する同法第17条第7項によって届け出られた選択約款の赤字によるものであるか否か、外部環境の変化等による総原価の変動によるものであるか否かにつき審査するものとする。

(5) ガス事業部門別収支計算規則(平成16年経済産業省令第77号。以下「部門別規則」という。)によって作成され、提出された直近事業年度末の特定ガス大口需要部門に当期損失が生じており、当該損失を補填することを目的として供給約款料金を引き上げようとするものと認められる場合は、当該認可申請に係る供給約款料金の引き上げを認めないものとする。

2. 審査の結果の取り扱い

- (1) 審査の結果については、事業者に対して指摘するものとする。
- (2) 補正が必要な場合にあっては、(1)における指摘を踏まえ、事業者が申請を適正に補正したと認められる場合は、当該申請に係る料金を認可することとする。

3. 用語の定義

この要領において使用する用語は、法、ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号。)、ガス事業会計規則(昭和29年通商産業省令第15号)、算定規則及び部門別規則において使用する用語の例による。

第2章 審査の方法等

第1. 供給約款料金原価の算定に関する審査

供給約款料金が法第37条の7第1項において準用する同法第17条第2項第1号に定める「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」を満たすことについての審査は、以下の観点から行うこととする。

1. 総原価の算定に関する審査

- (1) 営業費等は、営業費等の各項目ごとに、算定規則第5条及び第6条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及びガスの販売量等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。
- (2) 事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① 有形固定資産投資額

算定規則第4条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及びガスの販売量等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はガスの販売量及び営業費等その他の数値との関係において整合的であるか否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

② 事業報酬率

算定規則第7条に基づき、経済産業大臣が別に算定し、各事業者に通知する値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

- (3) 法人税及び住民税は、算定規則別表第3第1表(2)及び地方税法に定める方法による標準税率を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

2. 供給約款料金原価の算定に関する審査

- (1) 総原価の機能別原価への配分は、算定規則第9条に定める方法に基づき、事業者が機能別原価を適切に算定しているか否か、算定諸元の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、各算定諸元が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

- (2) 機能別原価の需要種別原価への配分は、算定規則第10条に定める方法に基づき、事業者が適切に算定しているか否か、各算定諸元の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、各算定諸元が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

第2. 認可料金に関する審査

1. 料金表に関する審査

料金表は、算定規則第11条に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

2. 収支相償に関する審査

供給約款料金は、原価算定期間中のガスの販売量等により算定される供給約款の料金収入額が、供給約款原価と一致するように供給約款料金表を設定しているか否か、料金収入の額の算定が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を求めて審査するものとする。

3. 「定率又は定額」に関する審査

法第37条の7第1項において準用する同法第17条第2項第2号に定める「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」については、原則としてあらかじめ料金表等において明確に定められている基本料金や従量料金をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

4. 「不当な差別的取扱い」に関する審査

法第37条の7第1項において準用する同法第17条第2項第4号に定める「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。」については、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。

5. 原料費調整制度に関する審査

原料費調整制度については、算定規則第16条に定める方法により適正に算定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査するものとする。

附 則

1. この要領は、平成17年2月3日から施行する。
2. 簡易ガス事業供給約款料金審査要領（13資電部第38号。以下「旧要領」という。）は廃止する。
3. この要領の施行前に旧要領の規定によつてした手続きその他の行為は、この要領の施行後もなおその効力を有する。